

第 16 回赤村農業委員会総会議事録

招集日時	平成30年11月5日(月)	13時30分
招集場所	赤村住民センター 会議室2	
開 会	平成30年11月5日(月)	13時27分宣告
一、本総会の出席委員は次のとおりである。(議席順)		
1番委員	松 本 國 廣	(議長)
2番委員	在 津 圭 太	
3番委員	小 林 利 夫	
4番委員	中 村 宏 幸	
5番委員	道 壽 子	
6番委員	三 橋 誠	
7番委員	釘 崎 幹 子	
8番委員	川 上 巖	
9番委員	壽 崎 祥 子	
農地利用最適化推進委員	川 上 彰 徳	
農地利用最適化推進委員	村 岡 和 弘	
農地利用最適化推進委員	中 村 明	
農地利用最適化推進委員	春 本 洋	
二、本総会の欠席委員。		
農地利用最適化推進委員	梅 田 和 男	

三、本総会の書記は次のとおりである。
書 記 瓜 生 覚
四、本総会に職務のため出席した者の職氏名。
書 記 瓜 生 覚
五、本総会の議事案件は次のとおりである。
・議案第36号 農地法第3条の規定による所有権移転について
・議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転について
・議案第38号 農用地利用集積計画について
・報告事項 農地改良行為の届出について
・報告事項 非農地証明について
・報告事項 農地法第18条第6項による合意解約について
・その他

松本議長 みなさんこんにちは。本日は、梅田推進委員さんと課長が他公務のため欠席しています。あとはみなさん全員揃っていますので、只今より開会したいと思います。それでは、第16回赤村農業委員会総会を開会いたします。日程第1議事録署名人を指名いたします。8番川上委員さん、9番壽崎委員さんを指名いたしますので、どうかよろしくお願い致します。それでは、日程第2議案第36号につきまして、事務局より朗読説明をお願い致します。

瓜生書記 （議案第36号 農地法第3条の規定による所有権移転について、朗読説明を行う。）

松本議長 只今、議案第36号につきまして、事務局より朗読説明が終わりました。補足説明を釘崎委員さんお願い致します。

釘崎委員 今、●●さんの家が前の方に建っているんですけど、後ろの方で野菜などを作りたいということで、残りの分を買いた

いということですので、よろしくお願ひします。

松本議長

只今、補足説明が終わりました。それでは、質疑等をお受け致したいと思ひます。

(「ありません。」の声あり)

松本議長

無いと言ふことでもありますので、採決を行ないます。議案第36号について承認の方は、挙手をお願ひ致します。

(出席者8人挙手)

松本議長

挙手者全員により議案第36号につきましては、可決といたします。続きまして日程第3第37号につきましては、事務局より朗読説明をお願ひ致します。

瓜生書記

(議案第37号 農地法第3条の規定による所有権移転について、朗読説明を行う。)

松本議長

只今、議案第37号につきましては、事務局より朗読説明が終わりました。補足説明を壽崎委員さんお願ひ致します。

壽崎委員

先日、役場の●●さんよりお話を伺ったんですけど、●●さんは●●で、他人からだったらいいけど身内からだったら5年以内に登記をしなければならいということで、今すでに4年目に入られているそうなんです。今回、生前贈与ということで伺っておりますので、よろしくお願ひします。

松本議長

只今、補足説明が終わりました。それでは、質疑等をお受け致したいと思ひます。何かございませんか。

小林委員

●●さんは、子どもになるんですか。

瓜生書記

●●さんは、●●さんの●●の●●ですね。

松本議長

他に何かありませんか。

(「ありません。」の声あり)

松本議長

無いと言ふことでもありますので、採決を行ないます。議案第37号について承認の方は、挙手をお願ひ致します。

(出席者8人挙手)

松本議長

挙手者全員により議案第37号につきましては、可決といたします。続きまして日程第4第38号につきましては、事務局より朗読説明をお願ひ致します。

瓜生書記

(議案第38号 農用地利用集積計画について、朗読説明を行う。)

松本議長

只今、議案第38号につきましては、事務局より朗読説明が終わりました。●●地区につきましては、中村委員さん補足説明をお願ひ致します。

中村委員 利用権につきましては、先程、事務局から説明のあった通りです。再契約で双方合意のうえですので、よろしく願います。

松本議長 続きまして●●地区につきましては、壽崎委員さん補足説明をお願い致します。

壽崎委員 10月18日に●●さんが来られまして、体調が悪く耕作ができないということで、●●君にお願いするということです。●●さんご夫婦と現地も見てまわったんですけど、もう●●さんの体ではちょっとできないような所でしたので、よろしく願います。

松本議長 只今、●●地区中村委員さん、●●地区壽崎委員さんの補足説明が終わりました。質疑等をお受け致したいと思えます。

在津職務代理者 ●●さんの分は、まだ農地が残っているんですか。

瓜生書記 そうですね。●●さんの農地につきましては、まだ残っているところがあります。

壽崎委員 まだ出てきてないですけど、●●さんに頼む予定にしている所もあるそうです。

松本議長 今、●●さんは仕事のできる状態じゃないですね。まだ若いので可愛そうやけど。

在津職務代理者 農地を全部貸すのであれば、中間管理事業を活用したほうがいいんじゃないかと思えます。●●さんの農地を中間管理機構にかけて、役場で一回受けて、役場からこの二人に貸すということもできんことはないと思うんですよ。

川上推進委員 ちょっといいですか。借りる人に借りられる権利があるんですかね。例えば今、在津さんが言われた●●に預けますね。それを例えば●●が借りられるんですかね。

在津職務代理者 ●●はその借りた土地を一回●●になげるんです。それを●●が窓口になって振り分けをするんです。それで応募をかけて、手を上げた順番に振り分けていくんでしょうけど。

川上推進委員 いや、それは分かるんですけど、私が聞いたのは、担い手さんとか借りる人の条件があるらしいんですよ。借りたいて手を上げて、誰でも借りられるって聞いてなかったからですね。

瓜生書記 借り手さんは、借りたい人が手を上げて他にいなければ借りれるんですけど、担い手じゃないとお金が出ないなどの条件はありますね。

松本議長 川上推進委員さんが言いたいのは、一般の人が貸してくれて言って、貸してくれるかってことやろ。

瓜生書記 一般の人でも、借りれるのは借りれます。

川上推進委員 そうですか。前に説明を聞いた時は、そういうふうに聞かんやったけんですな。今、言うように認定農業者とか担い手とかしか借りられないと聞いたからですな。

瓜生書記 そうですか。それでしたらちょっとこちらの説明が間違っていたと思うんですけど、一般の人でも借りることはできますな。

在津職務代理者 一応、事務局で調べて、●●さんが農地を全部貸す意思があるのであれば、●●さんに何ぼかでも入るように農地中間管理事業を活用した方がいいんじゃないかなとは思いますが。

松本議長 その代わり問題は、●●を通して●●君に指名して貸せるかどうかよな。おそらくこの関係は●●関係で、長い付き合いとかがあるんですよ。●●さんがいつも電柵とか管理をしてあげていて、初め●●さんに声が掛かったけど●●まで行ってするのは困難なので、誰か近くの人に相談したらどうかという話は聞いていたんですよ。だからそういう関係でおそらく●●君もずっと●●におったけんね。だから●●を通して、そう条件で優先的に借りられるならな。そうせんと●●君のことばかり考えて、お金が入るようにしても、友達関係が崩れてしまったらいかんしな。

壽崎委員 ●●を通して、●●から●●さんにお金が入りますよな。それとは別にこの設定でも賃借料はくれるんですか。

瓜生書記 そうですね。●●からのお金とは別に、この設定で毎年お金なり物納なりを支払うことになります。

小林委員 ただ問題は、他の認定農業者が借りたいとなった時に、優先順位が変わってそっちの方にいった時に困るということですよな。そういったことを考えておかないと、友達関係や●●の●●もしていましたからな。そこらへんも考えた中で動いてほしいと思います。

壽崎委員 ●●さんがこの人に貸したいといっても、それが通らない場合もあるということですよな。

瓜生書記 たぶんそうですね。

松本議長 結局、今は●●と●●の話しやけど、●●を使った場合こういった形やけん相手指名できるならな。

- 道委員 ●●は、10年やなかったですかね。この契約は10年じゃないから。
- 瓜生書記 そうですね。この契約は5年になっているので、一回●●さんに●●の説明をして、納得してもらえればですね。そこまでしなくていいとなれば、普通に利用権設定という形になりますかね。
- 松本議長 おそらくこのままでいいんじゃないですかね。その方が、後々のことも都合よくいくんじゃないですかね。
- 在津職務代理者 ●●さんと●●さんと●●に説明して、もし行政的に絶対受け渡せませんというのが可能であればね。他が手を上げて、すいませんできませんでしたじゃ困るし。
- 小林委員 これはどうしますか。保留しますか。
- 瓜生書記 今回はとりあえず保留にして、来月の総会までに事務局が説明に行き確認しますので、その結果によって取下げて●●を活用するか、来月もう一回かけますか。
- 春本推進委員 ちょっといいですか。その件に関してですが、●●と親父さんの話を聞くと正直に言って望んで作るような田ではないと。というのは、あの辺は鹿が出るし鹿ネットもしてないということで、やはり今さっき会長が言われたように消防の関係とかがあるんで、首を縦に振ったということがあるんで、もしそこで保留して気分を害した時に、●●の方が受けなかったら、今度は作る人がいないんじゃないかなって思うんですよ。だから私は、このままみなさんが良ければ通してもらった方が、スムーズに話がいくんじゃないかなと思うんですけどね。
- 在津職務代理者 会長ちょっと一回休憩におとしてもらっていいですか。
- 松本議長 休憩します。
- (暫時休憩)
- 松本議長 それでは、再開します。色々意見が出ましたが、他に質疑等はございませんか。
- (「ありません。」の声あり)
- 松本議長 無いと言うことでありますので、採決を行ないます。議案第38号について承認の方は、挙手をお願い致します。
- (出席者8人挙手)
- 松本議長 挙手者全員により議案第38号につきましては、可決いたします。それでは続きまして日程5報告事項の報告を事務

局お願いします。

瓜生書記

(報告事項 農地改良行為の届出について、非農地証明について、農地法第18条第6項による合意解約について、報告を行う。)

松本議長

只今、報告事項が終わりました。引き続き日程第6のその他に入りたいと思います。

(その他)

松本議長

それでは次回第17回農業委員総会は、12月5日水曜日の13時30分からでよろしくお願いします。これをもちまして、第16回赤村農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 14時16分)